

公安委員会 説明資料No. 1	道路交通法の一部を改正する法律案 の地方自治法第263条の3第5項の 規定に基づく通知について	令和2年1月30日 交通局長 官官房
<p>1 通知の趣旨</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第5項の規定に基づき、通常国会への提出を予定している道路交通法の一部を改正する法律案について、その概要を通知するもの。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第二百六十三条の三（略） 2～4（略） 5 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付ける と認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣 に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を 知らせるために適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>※ 第二項の連合組織：全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会 全国町村会、全国町村議会議長会</p> <p>2 道路交通法の一部を改正する法律案</p> <p>（要旨）</p> <p>最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度（仮称）及び申請により運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、第二種運転免許等の受験資格の見直し、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行う。</p> <p>3 通知先</p> <p>全国知事会、全国都道府県議会議長会</p> <p>4 その他</p> <p>今後、地方自治法第263条の3第5項に基づく通知については、警察庁において専決処理することとしたい。</p>		

公安委員会	第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに	令和2年1月30日
説明資料No. 2	関する要望・意見聴取結果等について	長官官房

1 要望・意見聴取の趣旨

令和2年度に予定されている第3次犯罪被害者等基本計画の見直しの参考とするため、広く国民の皆様から要望・意見を募集するとともに、犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体を対象とした要望・意見聴取会を開催したものの。

2 要望・意見聴取結果

(1) 要望・意見の募集

令和元年7月29日（月）から同年8月29日（木）までの間、郵送、ファックス又は電子メールにて要望・意見を募集。

(2) 要望・意見聴取会の開催

犯罪被害者団体、犯罪被害支援団体を対象として、令和元年8月21日（水）、22日（木）及び23日（金）に東京都内、同月30日（金）に大阪府内にて実施。

(3) 結果

148人、75団体（うち28団体が要望・意見聴取会に参加）から約525項目の要望・意見。

3 今後の予定

- 令和2年1月30日（木）開催予定の第29回基本計画策定・推進専門委員等会議において、第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見を整理し、論点等について検討。
- 各論点につき、令和2年2月から月に1回の頻度で開催される専門委員等会議において議論。
- 令和2年10月頃、第4次犯罪被害者等基本計画骨子案を作成し、パブコメ実施。
- 令和3年3月までに策定。